

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から53年3月まで
② 昭和53年10月から54年3月まで

20歳になった昭和47年*月から国民年金に加入しており、国民年金保険料は、父親が親子3人分をA市B支所で定期的に納付していた。父親及び母親の納付記録をみると、申立期間のうち同年2月及び同年3月並びに51年4月から53年3月までの期間が納付済みとなっており、私だけが未納となっているのは納得できない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の両親と連番で昭和53年8月31日に払い出されており、A市が保管する申立人と両親の国民年金被保険者名簿（紙名簿）の住所欄には、いずれも「入力 53. 7. 25」と記載されていることから、3人が同時に国民年金への加入手続を行ったものと考えられるところ、両親は、申立期間①のうち51年4月から53年3月までの国民年金保険料を同年7月26日に過年度納付していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後の申立人と両親の納付状況はおおむね一致しており、この加入状況及び納付状況を踏まえれば、国民年金に加入した際に、両親は過年度納付が可能な期間について保険料を納付しているにもかかわらず、申立人だけが未納の記録となっているのは不自然である。

一方、申立期間①のうち、昭和47年2月及び同年3月については、申立人の両親は納付済みとなっているが、同年4月から51年3月までの期

間については、両親も未納となっている。これは、両親が、36年4月から47年3月までの保険料を、55年6月30日に第3回特例納付（納付可能期間は昭和36年4月から53年3月まで）により納付していることによるが、両親も特例納付が可能な期間の一部期間を未納のままとしていること、及び両親と申立人は昭和55年度の保険料について免除を受けていることを踏まえると、申立人に係る保険料の特例納付は行わなかったものと考えるのが相当である。

また、申立期間②については、申立人の両親も未納となっており、父親が申立人の国民年金保険料だけを納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和49年4月1日に当時のB事業所（現在は、C事業所）が経営していたA事業所からD事業所に転属になったが、申立期間が厚生年金保険被保険者期間として漏れているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C事業所が保管する人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA事業所からD事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和49年2月のオンライン記録から7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人のほかにも申立人と同じく昭和49年4月1日での異動又は同年3月31日での退職の者についての資格喪失日が同年3月31日と誤って記録されているものがみられ、事業主が資格喪失日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれら複数の者を含めその資格喪失日を同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA事業所から同社系列事業所であるB事業所に配置換えになったが、7年12月について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時から継続して勤務しており、途中で記録が抜けることはあり得ないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された資料及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成8年1月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成7年11月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間についての保険料は納付していないとしている上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成7年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年12月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA事業所から同社系列事業所であるB事業所に配置換えになったが、7年12月について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時から継続して勤務しており、途中で記録が抜けることはあり得ないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された資料及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成8年1月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成7年11月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間についての保険料は納付していないとしている上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成7年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年12月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA事業所から同社系列事業所であるB事業所に配置換えになったが、7年12月について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時は、継続して勤務しており、途中で記録が抜けることはあり得ないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された資料及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成8年1月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成7年11月のオンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間についての保険料は納付していないとしている上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成7年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年12月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年12月31日から8年1月1日まで

私は、平成8年1月1日付けでA事業所から同社系列事業所であるB事業所に配置換えになったが、7年12月について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時から継続して勤務しており、途中で記録が抜けることはあり得ないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された資料及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成8年1月1日にA事業所からB事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成7年11月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間についての保険料は納付していないとしている上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成7年12月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年12月分の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（現在は、B事業所）における資格喪失日に係る記録を平成5年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月30日から同年10月1日まで

私は、平成5年10月1日付けでA事業所から同社系列事業所であるC事業所に配置換えになったが、同年9月について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時から継続して勤務しており、途中で記録が抜けることはあり得ないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された資料及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（平成5年10月1日にA事業所からC事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における平成5年8月のオンライン記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行していたか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年3月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月21日から54年6月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社又は関連のB社に勤務していた昭和53年12月21日から54年6月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を受けた。

両事業所の工場で昭和53年10月から56年9月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち昭和53年12月21日から54年3月31日までの期間について、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、A社は、昭和54年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

さらに、当該期間において、申立人と一緒に勤務していたとする工場長の「54年1月分給料支払明細書」には、支払事業所名は記載されていないが、控除内訳の欄に厚生年金保険料の控除額が記載されており、当時の保険料率から算定した標準報酬月額に相当する額であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年11月の社会保険事務所の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主の納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れないため、これを確認することができる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和54年4月1日から同年6月1日までの期間については、同僚の証言及び雇用保険の加入記録から申立人は、B社に勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和54年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A社とB社の両事業所に勤務していた厚生年金保険被保険者は23人いるが、当該期間の被保険者記録がある者は確認できない。

さらに、当時の事業主は病気のため、証言を得ることができず、経理事務の担当者に照会したが、「厚生年金保険に関することはしていない。」との回答であった。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から20年8月31日まで
昭和19年10月1日にA社B事業所から同社C事業所に転勤を命ぜられた。

昭和20年8月に会社が解散したため同年9月に帰郷した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和16年6月にA社B事業所に勤務し、19年10月1日に同社C事業所に転勤し、申立期間において厚生年金保険に加入していたと主張しているところ、オンライン記録によると、同社C事業所における申立人の被保険者記録は確認できない。

しかし、申立人が保管するA社C事業所発行の「証明書」により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、現在保管されている当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、その年金番号や記載状況から、戦後に復元されたものであることが確認できるところ、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳で申立人が昭和19年10月1日に同社B事業所において被保険者資格を喪失していることが確認でき、A社の健康保険組合の被保険者名簿では、同日に同社B事業所から転勤し、同社C事業所において被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人と一緒にA社B事業所から同社C事業所へ転勤した同僚2名はA社の健康保険組合の被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者資格を取得しているところ、厚生年金保険被保険者資格記録は、当該厚生年金保険被保険者名簿にその氏名は無いが、オンライン記録においては、被保険者記録が継続していることが確認できることから、申立期間当時、申立人についても昭和19年10月1日から当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、申立人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に、戦火による焼失等、何らかの事情により滅失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿中に記載されている事業廃止年月日が20年8月31日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 3 年 3 月まで
申立期間当時は学校に通っていたが、私が 20 歳になった時に、母親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納期ごとに A 市 B 区役所で納付してくれた。
申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の資格取得日は「平成 3 年 4 月 1 日」となっており、申立期間は国民年金の未加入期間であることから、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、学生が国民年金の強制加入となったのは平成 3 年 4 月 1 日からであり、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号の者計 10 人（いずれも申立人と同世代）も、資格取得日は同年 4 月 1 日である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月

昭和60年12月に退職して翌年1月に就職するまで、年金の空白期間を作らないよう、A町役場に出向き、国民年金に加入して1か月分の国民年金保険料として2,500円納付した。

申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年12月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載は無く、オンライン記録によると、申立人の公的年金の加入記録は厚生年金保険だけである上、A町において、申立人に係る国民年金被保険者名簿は確認できず、ほかに申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額(2,500円)は当時の保険料額と大きく異なる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月から同年11月まで
平成9年3月からA社に勤務したが、当該事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、役場か社会保険事務所(当時)で国民年金への加入手続を行った記憶がある。
国民年金保険料はB銀行C支店で納付していたので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D町が保管する国民年金に係る保険料納付記録連絡票及び被保険者名簿(電子データ)には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録並びに国民年金保険料の納付記録は無い上、オンライン記録でも申立期間は未加入期間とされていることから、申立人に対して納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が居住する地域にあるD町役場E事務所では、申立期間当時から国民年金と国民健康保険の担当窓口が同じであり、国民健康保険に加入すれば国民年金にも加入することとなっているが、申立人が申立期間に国民健康保険に加入した記録は見当たらない。

さらに、A社の経理及び税務申告等の業務委託を受けている会計事務所が保管する申立人に係る平成9年及び10年の「源泉徴収簿」には、社会保険料控除欄に国民年金保険料及び国民健康保険料の記載は無い。

加えて、申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

私は、大学卒業後、昭和 47 年 6 月に A 社に入社し、48 年 8 月まで在籍し、その後、49 年 1 月から B 社に転職したが、A 社での標準報酬月額が転職後の B 社入社当時の標準報酬月額に比べ低すぎる。

A 社へは当時の社長の息子さんと同じ大学を同時期に卒業し、同期入社しており、その息子さんと同額程度の給料をもらっていたはずである。調査の上、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社における標準報酬月額について、B 社に転職した当時の標準報酬月額に比べ低すぎるとし、少なくとも、同期入社と同僚（A 社代表取締役の子息）と同額程度の給料をもらっていたはずであると申し立てている。

しかし、A 社から提出された、「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得および標準報酬決定通知書」により、申立人に係る被保険者の資格取得時の報酬月額は 6 万円、及び上記の同期入社と同僚については 5 万 8,000 円として届け出られており、両者の標準報酬月額については、いずれも 6 万円と決定されていることが確認できる。

また、当該通知書に記載されている標準報酬月額及び資格取得年月日等について、申立人及び同期入社と同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録とも合致している上、当該被保険者名簿により、申立人に係る標準報酬月額は、昭和 47 年 10 月 1 日の定時決定により、6 万 8,000 円に改定（同期入社と同僚については、6 万円）されていること

が確認できることから、申立人に係るA社における標準報酬月額等のオンライン記録に不備は無く、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も認められない。

さらに、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は保管されていない。」としている。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1609 (事案 17 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 45 年 1 月 10 日まで

私は、当時の事業主から厚生年金保険に加入させるので勤務してほしいと言われ、昭和 40 年 5 月 1 日に A 事業所に転職した。

社会保険事務所(当時)に照会したところ、A 事業所が厚生年金保険に加入したのが昭和 45 年 1 月 10 日であるため、申立期間については加入の事実が確認できないとの回答をもらった。

勤務先へ照会したが書類が無く分からないとのことであったが、勤務当初から厚生年金保険料を給与から控除されていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間については、再申立てであり、当委員会は、i) 申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いこと、ii) A 事業所は昭和 45 年 1 月 10 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、同保険の適用事業所でないこと、iii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる申立人の厚生年金保険の資格取得日は、当該事業所が同保険の適用事業所となった同年 1 月 10 日になっていることなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできないと決定し、同決定に基づき申立人に対して平成 20 年 2 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

前回申立て時に照会した A 事業所の回答から、申立人が当該事業所に昭和 40 年 5 月 1 日から職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「A事業所へは、厚生年金保険への加入を条件として転職した。」とするものの、再申立てに当たり厚生年金保険料の控除について新たに提出できる資料は無いとしている。

また、申立人の雇用保険の加入状況について旧姓も含め調査を行ったが、当該事業所での雇用保険の加入記録は確認することができない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月から20年8月まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A事業所（現在は、B事業所）で働いていた期間の加入記録が見付からなかった。

昭和17年3月に高等小学校を卒業後、しばらくしてA事業所に勤めたが、20年7月ごろに母親の病気で帰郷し、A事業所に戻らないまま自然退社してしまった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者臺帳（以下「旧台帳」という。）から、申立人が、昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、当該旧台帳によれば、申立人は昭和19年9月30日に被保険者資格を喪失しているが、女子の厚生年金保険料の徴収が開始されたのが同年10月1日であることから、同年6月1日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険の被保険者期間に該当しない。

また、当該事業所において昭和19年6月1日に年金手帳の番号が払い出されている申立人を含む12名の旧台帳を調査したところ、資格取得日と喪失日が申立人と同じ者が3名おり、3名ともオンライン記録に当該事業所における被保険者期間は確認できない。

さらに、上記12名中、旧台帳上、申立期間に資格を喪失している者が3名いたが、うち2名は申立人と同様、オンライン記録に当該事業所における被保険者期間が見当たらず、ほかの1名はオンライン記録上、申立期

間の一部について被保険者期間があるものの、所在不明であるため当時の状況について聴取することができないほか、申立人が同僚として挙げた3名も所在不明であるため、申立人の当該事業所における勤務期間について確認することができない。

加えて、B事業所は、当時の資料が無いことから申立人の勤務実態が分からないと回答しているほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 9 月 9 日から 31 年 4 月 4 日まで
② 昭和 31 年 10 月 25 日から同年 11 月 28 日まで

昭和 30 年 9 月 9 日から 31 年 4 月 4 日までA社の「船舶B」に乗船した。

昭和 31 年 10 月 25 日から同年 11 月 28 日までC社の「船舶D」に乗船した。

上記の期間について、社会保険事務所（当時）から船員保険の加入記録が見当たらないとの回答があった。この期間は船員手帳に記載があり、乗船していたことは間違いないので船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持する船員手帳の記載により、申立人がA社の所有する「船舶B」に乗船したことは推認できる。

しかし、申立人の船員保険被保険者台帳における最初の資格取得日は昭和 31 年 12 月 1 日であることが確認できる上、申立期間①に係る記載は見当たらない。

また、申立人が名前を挙げた「船舶B」の船長及び機関長はA社に係る船員保険被保険者名簿で、申立期間①において両名とも船員保険の被保険者となっていたが、乗船した船舶名称は上記名簿では分からず、船長は既に亡くなっており、機関長は所在が分からず、申立人の勤務の実態が確認できない。

さらに、上記船員保険被保険者名簿に記載のある3名に照会したところ2名から回答があり、1名は「船舶Bに乗船したことは無い。」としてお

り、ほかの1名は「船舶Bに乗船したことはあるが、申立人は覚えていない。」と証言している。

申立期間②について、申立人が所持する船員手帳の記載により、申立人がC社の所有する「船舶D」に乗船したことは推認できる。

しかし、船舶所有者名簿を調査したところ「船舶D」に係る船員保険被保険者名簿は1件確認できたが、船員保険の適用船舶となったのは昭和31年1月1日であり、同保険の適用船舶でなくなったのは同年5月20日であることが確認でき、当該名簿に申立人の氏名は見当たらない。

また、上記船舶所有者名簿を調査したところ、船舶名は不明であるがC社名で申立期間②に船員保険の適用船舶となっている記号「*」が確認でき、当該記号の船員保険被保険者名簿には申立人及び「船舶D」の船長の氏名があるものの、申立人の資格取得日は昭和31年12月1日であり、その資格取得届を32年1月21日に届け出ていることが確認できる。

さらに、「船舶D」に係る船員保険被保険者名簿及び記号「*」の船舶に係る船員保険被保険者名簿の両方に甲板員として記載のある被保険者1名に照会したところ、「船舶Dに乗船したことはあるが、申立人は覚えていない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 1614

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から同年 10 月 1 日まで
学校からの紹介でA社に入社し、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人のA社に入社する経緯に関する説明から、申立人が昭和 26 年 4 月から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が同時期に入社したとしている同僚は、「中学校を卒業してすぐA社に入社したが、半年間ぐらいは見習期間と言われ、厚生年金保険に加入していないことは知っていた。」と証言しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚のA社での厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 26 年 9 月 1 日となっている。

また、申立人及び前述の同僚と同学年と思われる同僚 3 人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日も昭和 26 年 9 月 1 日となっていることから、事業主は、必ずしも従業員全員について入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなかったものと考えられる。

さらに、当該事業所では、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管しておらず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。